

集積所の管理

集積所の利用方法

中津市内には約5,000か所のごみ・資源の集積所があります。集積ボックスや鳥獣害防止ネットの設置・集積所の清掃など、設置管理者において、自主的に管理していただいています。

ごみの出し方の決まり ※今後変更になることがあります

①きちんと分別

「ごみ・資源カレンダー」「ごみ・資源分別辞典」等で確認し、ごみ・資源を正しく分別しましょう。



②指定された袋

「燃やすごみ」と「燃えないごみ」は、中津市指定ごみ袋を使用してください。その他「資源ごみ」「有害ごみ」は、45リットル以内の無色透明袋で出してください。



③収集日をまもりましょう

ごみを出す日は収集区ごとに違います。「ごみ・資源カレンダー」で収集日を確認の上、収集日当日の朝8時30分までに出しましょう。

④集積所では目の細かいネットやボックスを使用しましょう

・風で飛ばされる恐れがあり、事故の原因となるため、集積所にポリバケツ等で出すことはできません。
・集積ボックスを購入する際は要件を満たせば補助金があります。必ず事前に中津市クリーンプラザにお問い合わせください。

⑤決められた場所に出しましょう

集積所は利用者が決められています。

※場所が分からない場合は、自治委員や管理会社に確認してください。

⑥きれいに保ちましょう

・違反ごみシールを貼られたごみ・資源は持ち帰り、きちんと分別をしてから出し直してください。
・ご利用の皆さんがルールを守り、協力して管理していくことが大切です。

⑦事業所のごみ・粗大ごみ・一時的多量ごみ・引越しごみは集積所に出せません。

・引越しごみは直接中津市クリーンプラザに持込む(有料)か、中津市一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。

⑧集合住宅の集積所は、管理者によって清潔に保つようしてください。

・収集日以外の日に出すと悪臭などで近隣の方へ迷惑を掛けてしまいます。また、カラスなどの鳥獣がごみを荒らす原因にもなります。



積雪・台風時のごみの出し方

積雪・台風時等により収集を中止する場合があります。けがをされる恐れがあるときは、ごみの排出を控えましょう。ホームページや防災メールをご確認ください。



中津市ホームページ



「中津メール」登録案内



「中津メール(LINE版)」お友達登録

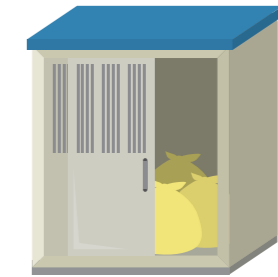
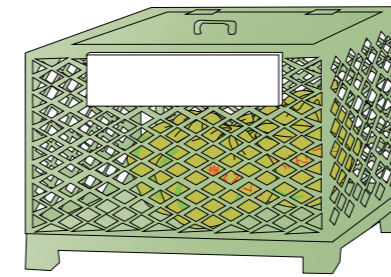


集積所の新設

集積所を新設するには申請が必要です。

※設置をご希望される方は事前に中津市クリーンプラザにお問い合わせください。

- 集積所の設置数が多くなると、収集が遅れ生ごみ等の臭気や散乱ごみが多くなるため、できるだけ近所の方でまとめてください。
- 原則、戸別収集は行っていません。障がいをお持ちの方や高齢で集積所へのごみ出しが困難な方はご相談ください。
- 集積所を新設するための主な条件
 - ・「集積所」の設置場所は、地権者の承諾が得られていること。
 - ・収集ルート上の道路は確保されていること。
 - ・ボックスの大きさは、使用世帯数を想定した大きさであること。
 - ・地元自治委員の承諾が得られていること。
 など
- 集積ボックスを購入する際は要件を満たせば補助金があります。必ず事前に中津市クリーンプラザにお問い合わせください。



回収ボックス(ミニエコステーション)の設置

中津市クリーンプラザでは、「資源ごみ」の一部を回収ボックス(ミニエコステーション)により拠点回収しています。「資源ごみ」には、「食品トレイ」、「牛乳パック」、「ペットボトル」、「小型家電」などがあり、それぞれの回収ボックスを設置しています。設置場所は、協力を頂いているスーパーや公共施設等に設置しています。新たに回収ボックス(ミニエコステーション)の設置を希望するお店(団体)又は施設管理者がいましたら、中津市クリーンプラザ(清掃管理課)までお問い合わせください。



食品トレイ、牛乳パック
エコステーション



小型家電
回収ボックス



古紙
エコステーション

イベント用エコステーション、お貸しします

「環境共生都市なかつ」の実現に向けて、イベントの際に出る「ごみ」を再資源化する分別セットを貸し出します。イベントの際に出る使い捨て容器などを減らして、地球にやさしい暮らしをはじめましょう。

詳細は、中津市クリーンプラザにお問い合わせください。

